

議案第 号

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

本議案を、地方自治法第百九条第六項及び福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年六月 日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

議会運営委員会 委員長

高木 克尚

(別紙)

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例

福島市議会委員会条例(昭和四十二年条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
第八条及び第十四条ただし書中「閉会中」を「会議の期間以外の休会中」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

(提案理由)

福島市議会の会期を通年とすることに伴い、会議期間中以外の休会中においても委員の選任、常任委員の変更及び議会運営委員及び特別委員の辞任ができるよう、所要の改正を行うものである。